

議案第106号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を定める。

令和5年11月28日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

1 損害賠償の理由 令和5年4月3日時間不明、飛騨市神岡町東町地内の市所有土地内の石垣が崩壊し、隣接している個人所有敷地内の倉庫に衝突し、同倉庫の壁の一部を破損させた。

2 損害賠償の額 436,700円

上記金額の内訳	倉庫修理費	436,700円
相手方の過失割合	0%	0円
飛騨市の過失割合	100%	436,700円

3 損害賠償をする相手方の住所及び氏名

飛騨市神岡町 [REDACTED] [REDACTED]